氏 名 川 崎 芳 一 かわ さき よし かず

学位の種類 工 学 博 士

学位記番号 論 工博第1863号

学位授与の日付 昭和60年11月25日

学位授与の要件 学位規則第5条第2項該当

学位論文題目 港湾計画主体のあり方に関する実証的研究

(主 査) 論文調査委員 教授長尾義三 教授岩垣雄一 教授吉川和広

論文内容の要旨

港湾計画も、他の土木施設の計画と同様に、主体、目的、対象を明らかにする動機づけ、問題認識の過程がある。どのようなすぐれた計画手法を開発し、これを適用しようとしても、目的や対象の選び方が適切でないと初期の目的を達成しない。それは、結局、計画主体をどのように選定すればよいのかの問題となる。

従来計画学の研究ではこれらを与件として設定するだけで、計画の分析、手法の開発研究に重点が行われていた。

本研究は港湾計画の問題の認識が主体によって異なることを重視し、問題の認識を決定づける要因を分析し、計画主体のあり方に合理的な体系を付与しようとしたもので、序論を含む8章から構成されている。第1章は序論で問題の提起と本論文の構成が述べられている。第2章は、港湾計画論における主体、目

第3章では、まず、港湾計画技術の側面から港湾の特性を述べ、港湾計画主体として具備すべき要件を 分析したうえで、港湾計画主体の決定要素を抽出するとともに、港湾計画主体のあり方について論じてい る。

すなわち、1) 港湾開発は自然条件の制約を受け易く、また環境に影響を与える。

- 2) 一般に建設費が巨大で、かつ懐妊期間が長い。
- 3) 収益施設と非収益施設とが混在し、また各種社会資本と民間資本とが一体となって機能する。
- 4) 港湾関連産業,港湾依存産業の活動が密接に関連し、また国や地域の経済活動,社会活動と関連している。
 - 5) 港湾は4)で述べた諸活動と一体となって自己発展する。

的および手段を分析し、計画主体論のもつ意義を明らかにしている。

という港湾の特性から、港湾計画主体はこれらについて十分な知見を有し、かつ当事者能力をもつ必要があることを述べ、その形態は港湾の開発が容易であるかどうか(自然的立地条件)、港湾にどのような役割を期待するのか(港湾の機能)および港湾の整備、運営をどのようにするのがより妥当であるのか(港

湾の成熟度)によって決まることを述べている。つぎにこれらの要素ごとにどのような形態が考えられる かを分析し、計画主体のあり方に関する方法論を論じている。

第4章,第5章では、わが国および欧米諸国の港湾計画主体をそれぞれ分析し、特にわが国のそれについては歴史的経緯を含めて分析し、第3章で述べた計画主体のあり方に関する方法論がよくあてはまることを明らかにしている。

第6章では数多くの発展途上国について、港湾管理形態とその機能を分析し、若干の例外はあるものの、 それらのほとんどが国の港湾公社が計画主体となっている。しかし、これは、先進国である旧宗主国より そのまま引継ぎ、実体とそぐわないものであることを明らかにしている。

第7章では、筆者の主張する港湾計画主体のあり方に関する方法論をもとに、発展途上国の港湾計画主体のあり方を明らかにするとともに、港湾のもつ、広範な開発効果の総合的評価の視点からも分析を加え、本方法論の有効性を実証している。

ついで、タイ、メキシュ両国の港湾を事例として実証的研究を行い、本論文で筆者が提唱する港湾計画 主体のあり方に関する方法論が妥当であることを明らかにしている。

第8章は結論であり、本論文での筆者の研究結果を要約するとともに、今後の研究課題を指摘している。

論文審査の結果の要旨

港湾計画に限らず、一般の土木計画においても、計画主体をどのように設定すればよいかは大きな課題である。従来は、与件として、また固定的に計画主体が定められ計画が進められていたため、社会資本の形成が必ずしもよい環境づくり、また社会の諸活動の基盤として効率的に形成し得なかった面も見受けられる。筆者はこの点に着目して、計画主体をどのように設定すればよいかを、わが国を含めた世界各国の港湾の発展諸例を詳細に分析し、さらに計画主体を適正に定めうる要素を抽出して、計画主体論を提唱した。ついで、これを各国の港湾計画主体の形成にあてはめ、適否を論じたうえ、開発途上国の港湾計画主体のあり方を理論的に求めた。そして、これをタイ、メキシコ両国の港湾開発に適用した。本論文の成果の主なものを列挙するとつぎのとおりである。

- 1. まず、港湾計画技術の観点から港湾の特性を分析し、港湾計画主体が具備すべき機能を導き、認識されるべき港湾の課題によって港湾計画主体が選択されなければならないと論じている。具体的には、1)港湾の自然的立地条件、2)港湾の機能、3)港湾の成熟度の3要素によって決まるものであることを明らかにしている。
 - このように計画主体の決定要素を理論的に抽出したことは初めてといってよい。
- 2. さらに、この3要素が複雑に組み合わさって、国、地域、もしくは、公企業、私企業として計画主体が選択されて行く過程を論じ、欧米諸国およびわが国の港湾計画主体の位置づけを論理的に明確にしている。
- 3. 発展途上国では、国の港湾公社の形態をとるものが多く、本研究の成果をこれに適用すると、幾つかの問題が生ずることを見出している。これは、先進国である宗主国の計画主体をそのまま引き継いだか模倣したからであって、現有の公社では計画主体として機能できず、国がなんらかの形で参画せざるを得

なくなっていることを指摘している。これは、本研究の成果を実証したものといえる。

- 4. 本方法論の適用はこれからの港湾整備を行う場合に有効であり、特に発展途上国の港湾開発に当っては、一般に国が計画主体となることが明らかとなった。また開発効果の評価の観点から検証しても、国を計画主体とすることが妥当であることを示している。
- 5. 港湾は国、地域の発展とともに自己開発を行うものであることから、要素の動的変化に対応して、計画主体も移行して行くべき性格のものであると述べ、国から地域への移行は、人的制約、資金的制約、国の政策課題の優先度が、また公物、営造物さらに公企業への移行は、資金調達、費用負担の公平、施設利用の効率への要請が大きく作用することを明らかにしている。

以上、要素の定量的分析、移行条件の具体的内容等についてまでは明らかにし得ていないが、従来、漠然と決められていた計画主体の問題を解析し、計画学の新たな発展の糸口を与え、また今後の計画学の研究課題を明らかにしたといえる。

これを要するに、本論文はとかく与件として与えられるものとみられていた計画主体のあり方を、港湾計画主体の分析を通じて、新たな港湾計画主体論として確立し、計画の動機づけ、問題の発見という、計画初期段階における方法論を開発したもので、得られた多くの知見とともに、学術上、実際上寄与するところが少くない。

よって、本論文は工学博士の学位論文として価値あるものと認める。

また、昭和60年10月8日、論文内容とそれに関連した事項について試問を行った結果、合格と認めた。